

# 令和6年度「天童市立成生小学校いじめ防止基本方針」

天童市立成生小学校

## はじめに

本校では、「自分を信じ ともに よりよく生きる子供の育成」をめざし、学校・家庭・地域が連携しながら日々の教育活動を進めている。

その中で、いじめ問題への対応は本校においても最重要課題の一つである。いじめはどの子供にも起こりえる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子供自身も周囲の大人も「いじめは絶対しない、絶対させない」「いじめはするだけでなく、見て見ぬふりをことも許されない」という強い意識をもって、いじめの未然防止や早期発見・解決に取り組む必要がある。

このため、子供一人一人のかけがえのない「いのち」を大切にし、その尊厳を保持することを目的に、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「天童市立成生小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、かけがえのない存在である子供たち一人一人が、思いやりのある子供、学び続ける子供、体をきたえる子供に成長していくこと、また、子供一人一人が自信をもち、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築いていくことができるよう、学校家庭、地域、及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚して、次に掲げる基本理念のもと、いじめのない安心して豊かに生活できる社会の実現に向けて取り組むものとする。

- いじめは全ての子供に関係する問題であり、どの子供にも生じうるという認識のもと、いじめの防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に充分に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないうようにする。
- 全ての子供がいじめを行わず、全ての子供がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子供たちの理解を深め、子供集団の人権意識を高めるようにする。
- いじめを受けた子供の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。
- 学校、家庭、地域及び関係機関等が主体的かつ相互に協力しながら活動し、子供に自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、「いじめは絶対しない、絶対させない」社会の実現に努める。

## 2 天童市立成生小学校いじめ防止基本方針（以下「本方針」という）策定の留意事項

### （1）意義

- 本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

### （2）留意事項

- ① 本方針はいじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容であること。
- ② 中核的な内容として、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校いじめ防止プログラム」の策定をめざすものとする。
- ③ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方を定めた「早期発見・事案対処マニュアル」の策定をめざすものとする。
- ④ 事案対処に関する教職員の資質向上を図る区内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるようにすること。
- ⑤ いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう考慮すること。
- ⑥ P D C A サイクルを、本方針に盛り込むようにすること。
- ⑦ 本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果をふまえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ること。
- ⑧ 保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めるようにすること。
- ⑨ 本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加がなされるように考慮すること。
- ⑩ 策定した本方針はホームページなどで公開するとともに、入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明すること。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○「いじめの態様」

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・いじめを見て見ぬふりをさせる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合 等

#### 4 いじめの認知

いじめを認知するにあたり、表面的・形式的に行うことなく、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行う。その際、いじめには様々な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないように努める。例えば、いじめられていたとしても本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していくようにする。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有するとともに、全職員が児童理解を深める一助とする。

#### 5 いじめ防止等の対策のための組織（法22条）の設置

**成生小学校いじめ防止等対策会議**（以下「いじめ対策会議」という）

「天童市立成生小学校いじめ防止基本方針」及びそれに基づく取組の計画について協議し、策定、検証・修正等を行う組織

**いじめ防止等対策推進委員会**（以下「いじめ対策委員会」という）

「天童市立成生小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めていく校内組織

## (1) 役割

○学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたっての中核となる。

## (2) 構成員

○校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年部代表

○校外関係者：次のような組織の代表等から数名を校長が委嘱する。  
学校評議員代表、PTA代表、地区民生委員代表、公民館長、  
天童四中スクールカウンセラー、人権擁護委員、保護司

## (3) 具体的取組

①「学校いじめ防止基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画（「学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」を含む）の作成・実行・検証・修正を行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

i) 校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。

ii) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感が高められるようにする。

② 未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない学級経営を基盤とした環境づくりを行う。

③ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設定するとともに、アンケートと合わせ個別面談を年間2回実施する。

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

④ いじめ防止等対策推進委員会を年間2回（6月、2月）実施し、いじめアンケートの結果や年間計画、学校としての対応等について検討する。

⑤ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

⑥ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携等の対応を組織的に行う。

## (4) 留意事項

① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、いじめ対策委員会として児童や保護者に対し、全校集会やPTA総会等がいじめ防止に向けた取組等について説明する機会をもつようにする。

② いじめの早期発見のために、当委員会が中心となって組織的にいじめられた児童を守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童が認識できるようにする。

③ 事実関係の把握、いじめであるか否か、いじめの解消の有無等についての判断は組織的に行うことが必要であるため、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、全て当委員会に報告・相談し、複数の目で状況の見立てを行うとともに情報の集約と共有化を図るようにする。

④ 学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を多くの教職員が経験できるように、組織の構成を適宜工夫・改善するようにする。

## Ⅱ いじめの防止等の取組

### 1 いじめの未然防止のための日常の取組

#### (1) 教職員による取組

- ① いじめの態様や特質，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全体の共通理解を図っていく。
- ② 校長や教職員が，命の大切さや人の生き方や在り方について日常的に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは絶対しない，絶対させない」「いじめはするだけでなく，見て見ぬふりをことも許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③ 一人一人を大切にしたい，分かりやすくやりがいのある授業づくりを進め，授業による劣等感，欲求不満などが過度のストレスにならないようにする。
- ④ 児童のよさ・伸び・がんばりを小さなことでも積極的に認め，本人や周囲へ伝えていくことで，児童の自尊感情を高めるとともにお互いを認め合う気持ちを育てる。
- ⑤ 特別支援コーディネーターを中心として特別支援教育の視点を生かした児童理解を進め，適切な人間関係の構築や集団づくりに生かす。
- ⑥ 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては，児童の障害の特性への理解を深めるとともに，個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援を行う。
- ⑦ 海外から帰国した児童，外国人の児童，国際結婚の保護者を持つ児童など外国につながる児童は，言語や文化の差からいじめが行われることがないように，教職員，児童，保護者等の理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。
- ⑧ 性同一性障害や性的指向・性自認とそれらに必要な支援について教職員が正しく理解する。
- ⑨ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については，当該児童に対する心のケアを適切に行い，当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症に係り，感染者やその家族，医療従事者等に対する偏見や差別，SNS等による誹謗や中傷が起きないように，当該児童に対する心のケアを適切に行い，当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑪ ⑥～⑩の児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (2) 児童に培う力とその取組

- ① 児童に培う力
  - ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
  - ・自分の存在と他人の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度
  - ・児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
  - ・ものごとの善悪を正しく判断し，良心に従って行動しようとする意志
  - ・ストレスに適切に対処できる力
  - ・自己有用感，自己肯定感

## ② その取組

- ・「いのちの教育」及び道徳教育や人権教育の推進，道徳の時間における心に訴える授業の実践，読書活動・体験活動などの充実
- ・一人一人の活躍の場を保障し，互いに認め合える集団づくり
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・他人との適切なかかわり方を身に付ける，ソーシャルスキルトレーニング
- ・目標や目的を明確にし，主体的に取り組み困難な状況を乗り越えるような体験
- ・社会参画活動の推進

### (3) 児童の主体的な取組

- ① 児童自らがいじめの問題について考え，いじめの防止を訴える等の取組を工夫する。
- ② 児童会が中心となって，居心地のよい学級・学校づくりのために，いじめ標語等の活動に取り組み，働きかける。

### (4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに，家庭や地域に対して，いじめの問題について緊密な連携協力を図っていく。
- ② 天童四中学区全体で，学校，家庭，地域，関係機関がネットいじめを含めた，いじめの問題について協議する機会を設け，連携した対策を推進する。

## 2 早期発見の在り方

### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 人間関係と正しい判断力を育てる学級経営を進め，保護者と連絡を密に取ることによって相互理解を図り，児童がいじめを訴えやすい信頼関係を構築する。
- ② 児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，いじめを積極的に認知するよう努める。
- ③ 定期的なアンケート調査により，短期におけるいじめの全体像を把握するとともに，定期的な教育相談や声かけを実施して，個別の状況把握に努める。
- ④ 休み時間や放課後などの時に児童の様子に目を配ったり，連絡帳等を活用して交友関係や悩みを把握したり，個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ⑤ 児童や保護者からの訴えや相談に対しては，迅速に対応する。

### (2) 相談窓口などの組織体制

- ① 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか体制を点検し，児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。保護者等からの対人関係に関わる連絡や問い合わせについても，児童理解を深める機会とする。「子供の成長を願う」気持ちで，保護者との連携が深まるよう努めていく。
- ② 公設の相談室の利用，電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 児童の個人情報については，対外的な取扱の方針を明確にし，適切に扱う。
- ④ 児童との信頼関係を基盤に，児童一人一人に寄り添う姿勢で丁寧に対応する。
- ⑤ 児童の相談に対し，悩みを過小評価せず，真摯に対応する。

### (3) 家庭・地域・関係機関との連携について

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域，関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

#### （1）素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず速やかにいじめ対策委員会が中心となって組織的に対応する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でもいじめ対策委員に連絡する。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、迅速かつ真摯に傾聴する。また、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童を守り通し、安全を確保する。
- ④ いじめた児童の社会的自立の観点から、自己指導能力の育成に結び付ける生徒指導を十分に行う。
- ⑤ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、速やかに警察署など関係機関と相談して対処する。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### （2）発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は、迅速に校内のいじめ対策委員会に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

#### 把握すべき情報等

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ◇誰が誰をいじめているのか           | 【当事者の確認】   |
| ◇いつどこで起こったのか            | 【時間と場所の確認】 |
| ◇どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか | 【内容の確認】    |
| ◇いじめのきっかけは何か            | 【背景と要因の確認】 |
| ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか     | 【期間の確認】    |

#### （3）被害児童への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊心を高めるよう留意する。また、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、関係機関や外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ⑤ 児童が自殺をほのめかすなど自殺につながる可能性がある場合「TALKの原則」に基づいた対応を行うとともに、関係機関と連携しながらチームによる対応を図る。いじめが解決した後も経過観察を継続し、関係する児童への丁寧できめ

細やかな対応を行うなどして再発防止に努める。

#### TALKの原則

Tell	言葉に出して心配していることを伝える
Ask	「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる
Listen	絶望的な気持ちを傾聴する
Keep safe	安全を確保する

#### (4) 加害児童への対応及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、児童の自己指導能力の育成に主眼をおいた生徒指導を行う。
- ② いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関や外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめ状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、懲戒を与える際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。

#### (5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であり、いじめられた側もいじめた側も、その双方の家族をも不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童にもたせる。また、例えいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ② 同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめは根絶しようという態度を行き渡らせる。

#### (6) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、単に謝罪をもって判断されるものではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

### いじめの解消

- ① いじめが止んでいる期間が少なくとも3ヶ月間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等により児童及び保護者に確認できていること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が充分にあり得ることを踏まえ、当該事案の被害児童・加害児童について日常的に注意深く観察する。

#### 4 校内研修（いじめの理解，組織的対応，指導記録の生かし方等に関する研修計画）

- (1) hyperQ-U アンケートの実施に伴い、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題や学級経営に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。また、年間1回、専門の講師による研修を行い、学級集団の育成について研修を深める。
- (2) 「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、授業実践を行い、いじめ問題の未然防止に努める。

## Ⅲ ネット上のいじめへの対応

### 1 ネット上のいじめの特徴

- 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、また外部から見えにくい  
ため被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- 匿名性が高いことから安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が  
簡単にいじめの当事者になる。
- 一度流出した個人情報や画像等は回収・消去することが極めて困難である。
- 身近な大人が児童の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい上に、児童  
が利用している掲示板などを確認することも困難なため、インターネットに係  
る児童の実態把握が難しい。
- 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被  
害を与える可能性がある。
- ネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の  
対象となり得る。

### 2 未然防止の取組

#### (1) 情報モラル教育の充実

- ① 教科・特別活動・総合的な学習の時間・特別の教科道徳の時間等を活用し、外  
部講師を招聘した学習を組むなど児童の発達段階に応じた意図的計画的な情報モ  
ラル教育の充実を図る。
- ② 山形方式ネットモラル講習会プログラム等を活用し、児童及び保護者を対象に  
した研修会や講演会を実施し、ネット上のいじめに対する未然防止や効果的な対  
応についての啓発を図る。
- ③ GIGAスクール構想によって配置された1人1台のタブレット端末の正しい  
利用の仕方について、学年に応じて指導する。

## (2) 教職員の指導力の向上

- ① 教職員が、ネット上のいじめの現状に対する理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速かつ確実にを行うことができるようにするための研修機会をもつよう努める。
- ② 常に最新の動向の把握に努め、新たな問題が発生した際に迅速な対応ができるように努める。

## (3) 家庭・地域・PTAとの連携

- ① 児童のインターネット利用の実態や危険性等について保護者に周知し、ネット上のいじめへの対応と家庭における取組の重要性について啓発していく。
- ② PTA生活部が中心になって進めるメディアコントロールに関する取組について、PTA生活部と連携しながら活動を進めていく。

## 3 早期発見・早期対応の取組

- (1) 早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局等、関係機関の取組についても周知を図る。
- (2) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進め、保護者にも積極的に理解を求めていく。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- (4) 天童四中学区の天童四中、天童中部小と連携し、子供を被害から守るために、情報端末の使用の仕方について、保護者による管理を含めたルールの徹底を図る。

## IV 重大事態への対応

### 1 重大事態発生時の第三者による調査組織（法28条①）の設置

#### (1) 設置が必要とされる状況と設置の目的

いじめにより、当該児童の「生命、身体または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより、当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態への対処、発生防止に資するため、市教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (2) 重大事態と想定されるケース：

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

※ 児童や保護者からの申し立てがあった時点で、学校が「いじめが原因ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査にあたる。

### (3) 構成員：

- ① 校内いじめ対策委員会を母体としつつ、市教育委員会及び県教育委員会「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
- ② 調査組織の構成員については、以下の団体等より選出するが、天童市教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。
  - 県弁護士会      ○県医師会      ○人権擁護団体      ○PTA代表
  - 学識経験者      ○心理や福祉の専門家等の、専門的知識及び経験を有する者
- ③ 具体的な人選については、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

## 2 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

## 3 重大事態の報告・調査

### (1) 重大事態の報告

- ① 校長は、重大事態が発生した、またはその疑いがあると判断した際は、直ちに市教育委員会に報告する。
- ② 当該事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに天童警察署へ通報する。

### (2) 重大事態の調査

- ① 学校は市教育委員会と連携をとりながら、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内に行う）
- ② 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告する。

## 4 外部機関との連携 等

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生予防等については、市教育委員会、警察署、児童相談所、県教育委員会「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

# V 点検・評価及び基本方針の見直し

## 1 学校評価

### (1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づけるように工夫する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、取組の実施状況を踏まえた評価項目の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえて改善に取り組んでいく。

### (2) 家庭や地域との連携

いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性に対する認識を広め、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

## 2 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

いじめ防止のための組織が策定した計画に基づき、組織的な対応による未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、児童の視点で客観的に振り返り、改善する。

学期末の職員会議において、成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全校職員で共通理解を図るとともに基本方針の見直しを進める。

## 3 教育相談体制・生徒指導体制

### (1) 教育相談体制と活動計画

- ① いじめに関するアンケートを実施し、それを受けての二者面談を通し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、養護教諭、教育相談主任等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③ 具体的な計画は、学校経営概要による。

### (2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 児童にとって実感の伴う活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行う。
- ② 指導方針の共有、組織的対応を常に意識して指導、支援にあたる。
- ③ 具体的な計画は、学校経営概要による。

## VI その他（いじめの未然防止・早期解決のための条件整備）

### ○家庭・地域・学校における、児童の自己有用感、自己肯定感の育成

家庭での子育て、地域での活動への参加や異年齢交流、一人一人が認められる学級経営、力が付き充実感の得られる授業等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

### ○家庭、地域との連携による教育的機能の充実

子供を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。特に、人間関係を円滑にするためのコミュニケーション能力の育成という視点から見ると、劣悪な環境になっている。そうした状況を、学校、家庭、地域が連携して改善策を考え、子供の健全育成に必要なそれぞれの教育的機能を、十分に発揮できるようにする。

### ○校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務の効率化を図る。

### ○教職員のゆとりの創造

教職員が子供に寄り添うゆとりをもてるよう、教育活動全体の見直しを図る。

(改訂：令和6年4月1日)